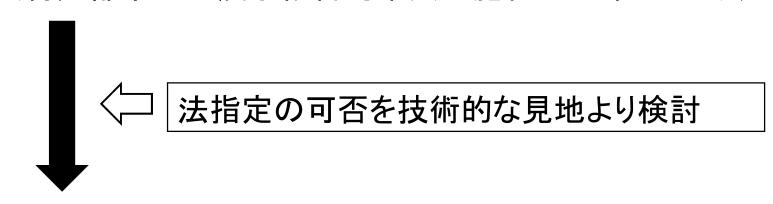
## ■ 特定都市河川浸水被害対策法改正を踏まえた検討

## 令和3年5月10日:

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律公布(特定都市河川浸水被害対策法の施行は公布から6ヶ月以内)



令和3年11月以降:・特定都市河川に指定

•流域水害対策協議会の設立

•流域水害対策計画の作成

## 特定都市河川の指定により可能となる主な措置

- 雨水浸透阻害行為の許可等
- 保全調整池の指定及び行為の届出
- ・浸水被害防止区域の指定(住宅等の建築や開発行為の規制)
- 貯留機能保全区域の指定